

意見書（案）

2023年6月26日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部
料金サービス課 御中

151-0053
東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6 階
一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会
会長 久保 真
電話番号 03-5304-7511
電子メールアドレス info@jaipa.or.jp

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和5年5月27日付けで公告された接続約款の変更案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

※事業者や団体の敬称は略させていただきます。

該当箇所	意見
料金表 2-13 ルーティング伝送機能 (4)一般 IP 通信網県間中継系ルータ交換伝送機能	IP 通信網の県間伝送機能の第一種指定設備への指定は、当協会がかねてより要望してきましたが、今回 NTT 東西から従来の金額を下回る料金の申請が行われたことで、省令改正等の成果が早速実現したものと思います。NTT 東西において、引き続き引き下げの努力がなされることを要望します。
料金表 2-13 ルーティング伝送機能 (4)一般 IP 通信網県間中継系ルータ交換伝送機能	今回、IPoE 方式の県間伝送機能について、第一種指定電気通信設備としての申請が行われ、原価ベースでの接続料の算定が行われました。 PPPoE 方式については、制度上引き続き非指定になるものと思いますが、PPPoE も IPoE も同じ機能であり、設備も主要な部分を共用しているため、提供原価も同等のものであると考えられます。このため、PPPoE での利用についても、原価ベースでの算定とすることを要望します。
料金表 2-13 ルーティング伝送機能 (4)一般 IP 通信網県間中継系ルータ交換伝送機能	IPoE 方式についても、当協会がかねてより主張している通り、完全単県での参入を可能とすべきであり、県間伝送機能を使わずに接続する形態、特定の県域でサービスを提供する形態などをできるようにしていただきたいと考えます。
料金表 2-13 ルーティング伝送機能 (4)一般 IP 通信網県間中継系ルータ交換伝送機能	上記の意見と関連して、IPoE 方式のゲートウェイルータの接続料は、経過措置により当面の間網改造料に準ずる方式で計算されています。当協会がかねてより主張しているとおり、一刻も早く本則通りに移行すべきであると考えます。 あわせて、PPPoE 方式の網終端装置も、すべての事業者向けに同一仕様の装置を使用しており、提供機能も画一的ですので、網使用料による計算とすべきと考えます。